

## 協議会からのお願い

- ・ 建物用途の変更の予告
- ・ ヒューズの検査対象の変更
- ・ ブレーキ関係部品交換時等の特記事項への記載

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

## P8 建物用途一覧表(現行)

1	事務所	事務所ビル、官庁庁舎、J A、N T T等
2	銀行	テナントビルでも銀行専用として使用している場合、銀行事務センター等
3	学校	各種専門学校、学校構内の校舎・図書館・体育館・講堂等
4	百貨店	
5	スーパー	大手～中小スーパーマーケット全て
6	店舗	物品販売を業とする店舗、時計店、家具店、洋服店等（飲食店は除く）
7	医療施設	病院、診療所、整骨院、リハビリセンター等
8	宿泊施設	ホテル、旅館、保養所、宿泊できる研修所等
9	共同住宅	マンション、社宅、寮等
10	個人住宅	一戸建て個人住宅、不特定多数の人が使用できない構造の個人住宅
11	工場	工場敷地内の建物に設置されているもの
12	倉庫	物品を一時保管する倉庫（流通施設も含む）配送センター
13	駅舎	J R及び私鉄駅の構内で改札口の外に設置されているもの
14	福祉施設	養護施設、保健施設、老人ホーム、デイサービス等
15	複合施設	上記の用途が複合し主だった施設がないもの
16	その他	飲食店、映画館、銭湯、競馬場、カラオケ店、ドーム、パチンコ店、神社、寺院、ゲームセンター、ボート場、駐車場等、保育園等

事務所 銀行	➔	事務所
学校		教育施設
百貨店 スーパー 店舗 複合施設		商業施設
工場 倉庫		工場・倉庫



# P8 建物用途一覧表(改定案)

令和3年4月から運用開始予定

1	事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁庁舎関係（役所関係、消防署等）</li> <li>・オフィスビル（テナントビル・雑居ビル等事務所の割合が多い場合）</li> <li>・銀行関係（郵便局、農協、漁協、銀行関連建物、信用金庫等）</li> </ul>
2	教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校（幼稚園、小、中、高、大、各種専門、特別支援学校等）</li> <li>・保育所（託児所、保育園、認定こども園等）</li> </ul>
3	商業施設	（百貨店、スーパー、店舗、飲食店、モール等）
4	宿泊施設	（ホテル、旅館、ペンション、保養所等）
5	共同住宅	（マンション、社宅、寮、団地等）
6	医療施設	（病院、医院、診療所、整骨院、リハビリセンター等） ※動物病院等はその他
7	福祉施設	（老人ホーム、老人保健施設、デイサービス、サービス付高齢者向け住宅等）
8	文化施設	（博物館、美術館、コンサートホール、市民会館等で主用途が選定できるもの）
9	運動施設	（スポーツジム、体操クラブ、スイミングクラブ、体育館、スケート場、卓球場等）
10	娯楽施設	（テーマパーク、映画館、劇場、遊園地、競馬場、ボーリング場、パチンコ店、カラオケ店等）
11	宗教施設	（寺院、神社、教会、礼拝所、宗教関連建物）
12	冠婚葬祭施設	（結婚式場、葬儀場、斎場等）
13	空港施設	（空港敷地内の建物、但しホテル等は宿泊施設）
14	工場・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場（工場敷地内の建物）</li> <li>・倉庫（トランクルーム、配送センター、流通関係倉庫等）</li> </ul>
15	駅舎	（駅構内で昇降機が改札の外に設置されているもの）
16	個人住宅	（一戸建て個人住宅、不特定多数の人が使用できない構造の個人住宅）
17	その他	（公衆浴場、野球場、研修場、研究所、駐車場、動物病院等）

## 記載要領

旧：【用途】銀行

新：【用途】事務所（銀行）

## 改定前

電力・温度ヒューズ単体ではなく、遮断機(ノーヒューズ)等であっても過電流や短絡電流保護の役割を果たしているのが対象とする。

## 改定後

電源回路、電動機回路、電動発電機回路、制御回路及び照明回路を遮断する電力ヒューズ(温度ヒューズ)が対象となる。

遮断機(ノーヒューズ)の  
検査は？

問合せ  
制御盤にヒューズが無いが抹  
消でも良いか？(最新式？小  
荷物専用昇降機？)

## 1(5)開閉器及び遮断機

### 解説(業務基準書)

遮断操作を行い、制御盤内において通電状態を示す表示が消灯又はルーのOFFで確認して下さい。また、手動で投入操作を行い、通電状態を示す表示が点灯又はルーのONで確認して下さい。なおテストボタン付の遮断操作は、テストボタンを用いたときに遮断機が作動することを確認して下さい。

## 以前は協議会では抹消不可だが抹消OK!

本当にヒューズが無くて、遮断機(ノーヒューズ)で代用しているなら1(7)は抹消、1(5)で検査実施。  
(小荷物専用昇降機は1(5)抹消、1(3)で検査)

**遮断機** : 動作してもすぐに復帰可能

**ヒューズ** : 動作すると交換しないと復帰できない

## P27 特記事項

### 国住昇第8号概略(国土交通省)

エレベーターの要改善ブレーキの安全確保の徹底、適切な保守点検と部品交換の実施  
及び定期検査報告における記載の徹底について

1. 要改善ブレーキの安全確保の徹底について
2. 所有者及び管理者への重要な部品の交換基準や欠陥に関する情報提供について
3. 保守点検に必要な情報の入手と部品交換の実施について
4. 定期検査報告における改善策の具体的内容等の記載の徹底について

定期検査の検査者は、前回の定期検査以降の保守・点検に関する作業報告書等を確認し、ブレーキ動作に異常が発生するおそれがあると判断し、PLCの交換やブレーキの調整などの改善を行っていた場合は、その具体的な内容について定期検査報告の検査結果表の特記事項に記載することを徹底すること。

※PLC:Programmable Logic Controller

### 特記事項の記載例

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(6)	機械室	制御器	PLCの寿命	PLC本体の交換	R1.7.15
1(14)	機械室	巻上機 ブレーキ	ブレーキ調整ボルトの 長さ調整	ブレーキ調整ボルトの長さ調整 左：20mm→16mm、右：19mm→15mm プランジャーストローク 7.5mm→5.0mm	R1.9.28

## P27 特記事項

### 今まで

リニューアルや部品交換で検査事項や判定基準等が変わるものは特記事項下の余白に記載する運用だった。

### 今後

ブレーキに関する部品の交換や調整は特記事項に記載する運用。(それ以外の部品交換等は従来どおり)

### 特記事項の記載例

記載順は上から要是正・要重点点検、既存不適格、ブレーキ関係部品交換、その他とする。

#### 特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
6(6)	ピット床	冠水の状況	ピットに漏水があり要是正	防水対策の実施	(R2.10)
4(16)	釣合おもりの各部	釣合おもり片の脱落防止措置の状況	耐震対策は設置時期で判断	現行法に合わせた耐震対策の施行	—
1(6)	制御器/接触器、継電器及び運転制御用基板	ブレーキ用接触器の接点の状況	接触器の寿命 (10年)	接触器交換済み	R2.8
1(14)	ブレーキ	パッドの厚さの状況	パッド制動面側部に油の付着がありパッド交換が必要	ブレーキパッドを交換済み	R2.8
※	その他				
1(14)	ブレーキ	プランジャーストローク	ストローク管理値 : 2.0±0.5mm 測定値 : 2.2mm		

要是正

既存不適格

ブレーキ  
関係部品  
交換

製造者指定  
の記載事項